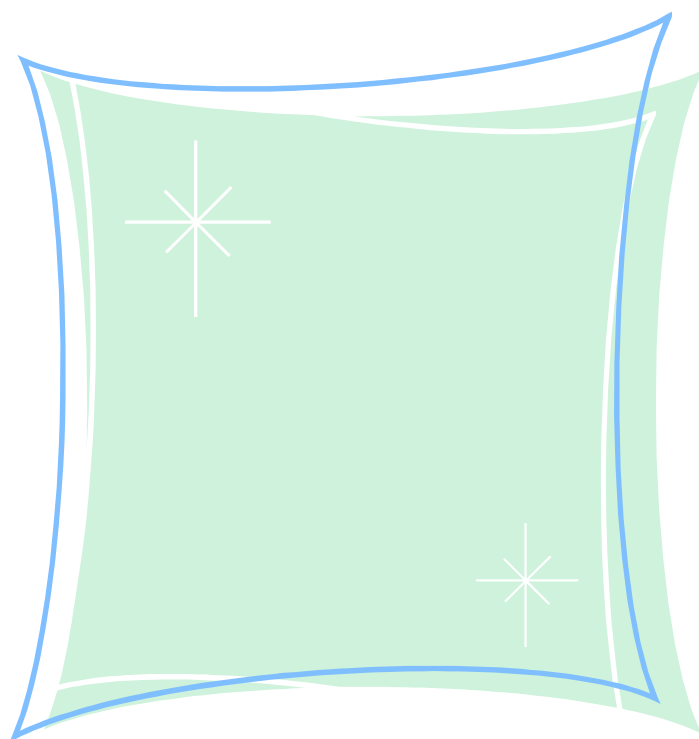


ハラスメントのない キャンパスへ



羽衣国際大学 人権問題委員会

キャンパスハラスメント

ハラスメントとはなんでしょうか？ハラスメントとは、「いじめ」や「いやがらせ」を意味します。とくに上下関係（教職員と学生、上司と部下）などの立場や、男女の性差と結びついて起こります。ハラスメントは個人によって受け止め方に違いがあります。冗談や親しみのつもりで言った言葉が、思いがけず相手を傷つけている場合があります。悪意の有無にかかわらず、相手が不快に感じ、それによって学習・教育・研究・就労の権利が侵害されたのであれば、それはハラスメントです。

●セクシャルハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、相手の意に反してなされる性的言動のことです。ひとたびセクシュアル・ハラスメントが起きてしまえば、被害者はさまざまな不利益や苦痛のなかで生活することを余儀なくされます。セクシュアル・ハラスメントが被害者の学習権、研究権、就労権などの権利を侵害する言動であることを自覚し、高い倫理観と人権意識にもとづく言動に努めなければなりません。

●アカデミック ハラスメント

大学などの学術機関において、教職員が教育・研究上の権力を濫用し、学生などに対して不適切で不当な言動を行うことです。

<ハラスメントチェック>

- お酒を強要していないか？
- 書類やものを投げつけていないか？
- 目の前でヒソヒソ話をしていないか？
- 性的に不快感を与える行動をしていないか？
- ネットによる嫌がらせをしていないか？

● ネットでのハラスメント

ネット上で、悪質な書き込みをされた。



● パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や立場の優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為をいいます。

<ハラスメント対策>

羽衣国際大学では、学生や教職員の間で人権を侵害するような問題が発生しないよう、努めています。しかし、不幸にして「セクシャルハラスメント」「アカデミックハラスメント」「パワーハラスメント」などの問題が発生した場合、当該学生や教職員の悩みを解決するために、学生相談室のほかにも、各学科と事務局に相談員を置いています。悩みは自分一人でかかえこまず、下記相談員に早めに相談してください。相談内容については、必ず秘密保持をいたしますので、安心して相談してください。

★ 総括相談員

学長 吉村 宗隆（よしむら もとたか）男性

jinken-yosimura@hagoromo.ac.jp

★ 副総括相談員

事務局長 清水 明男（しみず あきお）男性

jinken-ashimizu@hagoromo.ac.jp

★ 現代社会学部 放送・メディア映像学科

中川 恵（なかがわ けい）女性

jinken-nakagawa@hagoromo.ac.jp

★ 現代社会学部 現代社会学科

喜多 努（きた つとむ）男性

jinken-kita@hagoromo.ac.jp

★ 人間生活学部 食物栄養学科

李 温九（り おんぐ）女性

jinken-ronkoo@hagoromo.ac.jp

★ 人間生活学科

梨木 昭平（なしき しょうへい）男性

jinken-nashiki@hagoromo.ac.jp

★ 事務局 総合企画室

山出谷 有子（やまでや ゆうこ）女性

jinken-yamadeya@hagoromo.ac.jp

★ 教学センター

加藤 美穂子（かとう みほこ）女性

jinken-kato@hagoromo.ac.jp

SNS について

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、LINE, Twitter, facebook, インスタグラムなどのインターネットを利用したサービスの総称です。

SNS についてのしっかりとした知識を身に付けて、ルールを守って利用しましょう。SNS などのインターネット利用に関して、被害を受けている、不適切な情報を流してしまった等、トラブルが生じた場合は早めに教学センター学生学習支援課に相談してください。一人で悩みを抱えていても問題は解決せず、一層問題を大きくする場合があります。直ちに専門家に相談して、適切な対処をとるようにしましょう。

1. 発言内容について責任をもち、ルールを守って利用しましょう。
2. 自分自身はもちろん家族、友人、関係者を守りましょう。
3. 羽衣国際大学の一員であることを自覚しましょう。
4. トラブルに対する対処は早めにしましょう。

*「キャンパス・ドット・ブック」P57-60 にさらに詳しい説明があります。

学外相談窓口

★大阪府人権相談窓口 TEL：06-6581-8634

メール：so-dan@jinken-osaka.jp

★市町村人権相談窓口

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/soudanmadoguchi/soudan-sichouson.html>

★国（法務省）人権相談窓口

大阪法務局 TEL：0570-003-110（月曜日から金曜日 8：30-17：15）



〒592-8344

大阪府堺市西区浜寺南町1-89-1

羽衣国際大学 人権問題委員会

TEL:072-265-7000

FAX:072-265-7005

<http://www.hagoromo.ac.jp>